学校法人 昌賢学園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 2. 目標と取り組み内容・実施時期

目標1(職業生活に関する機会の提供に関する目標)

管理職に占める女性の割合を5%以上とする。

●令和5年10月~ 係長級の全教職員に対して実施している研修において、キャリアアップへの意識啓発を 目的としたプログラムを追加する。

係長級の女性部下を持つ管理職は、当該教職員の個別の育成計画を策定し、当該教職員及び総務部と共有する。

- ●令和6年4月~ 管理職(課長級以上)を対象に、人事評価基準に対する認識をそろえるため、ダイバーシティマネジメントや公正な人事評価に関する研修を実施する。
- ●令和7年4月~ 現在の人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっていないか、男女公正な評価基準になっていないかを精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。
- ●令和8年4月~ 新しい評価基準について試行開始する。
- ●令和9年4月~ 新しい評価基準に基づく評価を導入する。

目標2(職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

目標2:職員一人当たりの年次有給休暇取得率を60%以上とする。

- ●令和5年10月~ 職員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、上司に情報提供する。
- ●令和6年4月~ 記念日休暇の導入
- ●令和7年4月~ 部署ごとの有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- ●令和9年4月~ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各部署での取組結果を振り返る全体 ミーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

【採用した労働者に占める女性労働者の割合】

(職種)	(男性)	(女性)
教員	41.4%	58.6%
職員	66.7%	33.3%

【男女別の育児休業取得率】

(職種)	(男性)	(女性)
教員	0%	100%
職員	0%	0%

公表日:2023年6月28日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	83.3%
正規雇用労働者	83.9%
パート・非正規雇用労働者	87.3%

対象期間:令和4年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

賃 金:基本給、諸手当、賞与等を含む。